

三島市循環型社会形成推進地域計画

(第1次計画)

三島市

2018年11月22日
2020年12月7日(変更)
2021年12月10日(変更)
2022年9月15日(変更)
2022年12月26日(変更)

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域処理の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水の処理の目標	5
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制、再使用の推進	6
(2)	処理体制	10
(3)	処理施設等の整備	13
(4)	施設整備に関する計画支援事業	14
(5)	その他の施策	14
4	計画のフォローアップと事後評価	18
(1)	計画のフォローアップ	18
(2)	事後評価及び計画の見直し	18
添付資料 1	対象地域図	19
添付資料 2-1	ごみ排出量の実績と将来目標	20
添付資料 2-2	再生利用量及び最終処分量の実績と将来目標	20
添付資料 3	ごみの分別区分	21
添付資料 4	現有処理施設の概要	22
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	23
添付資料 1-1	人口及びごみ排出量の実績と将来目標	26
添付資料 1-2	資源化量、最終処分量及び減量化量の実績と将来目標	26
添付資料 2	地域内の施設の現況と予定（位置図）	27
添付資料 3	浄化槽整備区域図	28
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	29
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	30
参考資料様式 5	施設概要（最終処分場系）	32
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）	33
参考資料様式 8	計画支援概要	34

参考資料 ハザードマップ

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名	三島市
面積	62.02 k m ² (2015年3月公表値)
人口	11万1千人 (111,095人 : 2017年10月1日現在)

(2) 計画期間

本計画は、2019年4月1日から2025年3月31日までの6年間を計画期間とする。ただし、最終処分場の整備は、施設整備に先立つ計画支援事業から施設整備事業に至るまで、事業期間が長期に渡ることから、用地測量、基本設計策定のための地質調査、基本計画（基本設計）策定、生活環境影響調査、実施設計策定のための地質調査及び実施計画策定までの計画支援事業にかかる期間を第1次計画とした上で、施設整備事業にかかる期間については、第2次計画を策定することとする。

また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

三島市（以下、「本市」という。）では、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を2011年度に改訂し、生活系持ち込みごみの有料化をはじめとするごみ減量施策や、ミックス古紙の分別収集をはじめとする資源化施策を推進するとともに、ごみを安全かつ適正に処理するため、焼却処理施設等の基幹的設備改良事業を実施するなど、施設の長寿命化や適正な維持管理に努めてきた。

それらの結果、1人1日当たりのごみ排出量は、2011年度から2017年度にかけ16.4%減少し、2017年度は912g（外国人を含む）まで減少した。また、基幹的設備改良事業を実施した焼却処理施設等は、目立った故障はなく、順調に稼働を続けている。

しかし、その一方で、リサイクル率は年々低下傾向にあり、2017年度の実績は13.9%となっている。また、最終処分場の残容量が逼迫しているため、2010年度からは、焼却固化灰の一部を外部搬出し延命化を図っているが、一般廃棄物の区域内処理の原則や、大規模災害時に大量に発生する恐れのある災害廃棄物の処理を考慮した場合、早急に新たな最終処分場を整備することが必要である。

本市では、これらの課題や近年の廃棄物を取り巻く社会環境の変化に対応していくため、更なるごみの減量や資源化を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指すとともに、発生したごみを安全かつ適正に処理するため、新たな最終処分場の整備に取り組んでいくこととする。

また、本市では生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、1992年度より合併処理浄化槽の設置を推進しており、今後も公共下水道の事業認可を受けていない地域及び集中処理浄化槽の使用区域以外の地域において、合併処理浄化槽の整備を継続していく方針である。

(4) 広域処理の検討状況

静岡県では、循環型社会の実現を図るため、「静岡県ごみ処理広域化計画」を策定し、広域化を計画的に進めてきた。本市は、北ブロック処理区域として位置付けられ、ごみ処理の広域化を検討していたが、駿豆地区広域市町村圏協議会が2010年3月に解散し、各市町のごみ処理は各市町が独自に進めていくことになった。

一方で、本市における、焼却処理施設等の中間処理施設は、基幹的設備改良事業により延命化を図ったところであるが、施設全体が老朽化しているため、再度の延命化は難しい状況である。

よって、今後、将来の新たな中間処理施設建設に向けた検討を進めることになるが、その際には、本市単独での建設だけでなく、施設建設費や維持管理費の削減、効率的な発電等の効果等が期待できるごみ処理広域化を併せて検討することとする。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチック資源の排出抑制を推進するため、マイバッグの持参、商品購入時における包装・梱包の簡素化及び詰め替え商品の利用等、市民が自主的に実践できる取組みについて、ごみに関する広報誌「ごみ減量トレンドィ」やホームページなどを通じた情報発信を行うとともに、各種団体や小中学生といった若い世代への出前講座を開催し、周知啓発を図っていく。

また、事業者に対しては、レジ袋使用量削減協力店への参加や商品販売時における包装・梱包の簡素化を働きかけていくとともに、耐久性のある商品や詰め替え商品の開発、リターナブル容器の導入等、循環型社会の形成に寄与する、ごみになりにくい商品の開発や導入に関する協力を求めていく。

現在、プラスチック資源のうち、ペットボトル及び白色トレイ・白色発泡スチロールについては、分別収集を実施し、再商品化を行っているが、その他のプラスチック資源については、中間処理施設の建設といった初期費用のほか、収集運搬や中間処理に多額の費用が必要となるため、市の財政状況や費用対効果、焼却処理施設及び環境への影響等、多面的な観点からプラスチック資源の分別収集及び再商品化に関する検討を行っていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

2017年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、36,989トンであり、再生利用される「総資源化量」は5,156トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)〕は13.9%である。

中間処理による減量化量は28,657トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね8割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約9%に当たる3,176トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は31,529トンであり、三島市清掃センター焼却処理施設では、温水の場内利用を行っている。

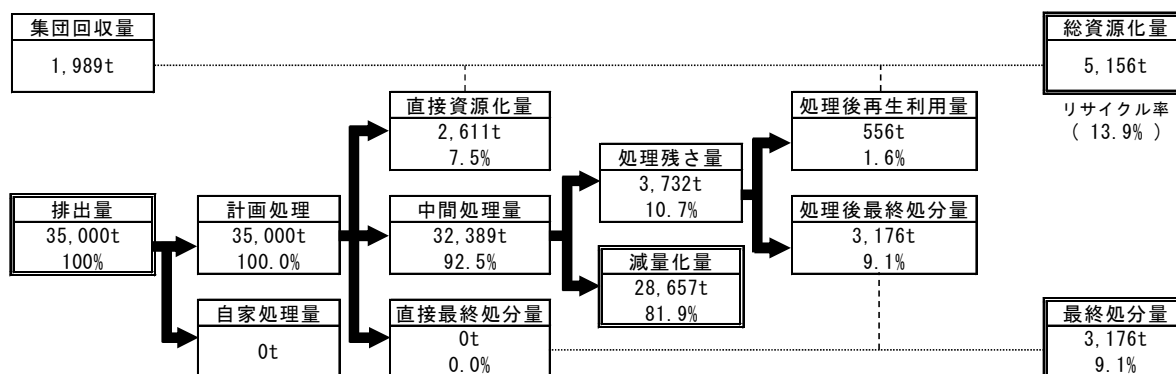


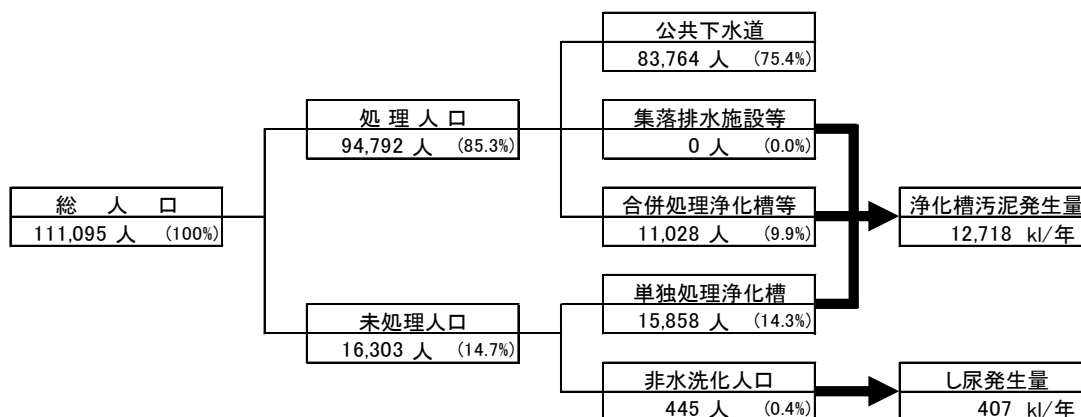
図1 一般廃棄物の処理状況フロー (2017年度)

(2) 生活排水の処理の現状

2017年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で111,095人であり、水洗化人口は、94,792人、汚水衛生処理率85.3%である。

し尿発生量は407kl/年、浄化槽汚泥発生量は、12,718kl/年であり、処分量(=収集・運搬量)は13,125kl/年である。



※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

図2 生活排水の処理状況フロー (2017年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (2017年度)		目 標 (割合 ^{※1}) (2025年度)	
排 出 量	事業系 総排出量	8,948トン		8,187トン (-11.1%)	
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	9.5トン/事業所		8.7トン/事業所 (-11.2%)	
	生活系 総排出量	26,052トン		23,051トン (-7.7%)	
	1人当たりの排出量 ^{※3}	206.0kg/人		166.1kg/人 (-14.9%)	
合 計	事業系生活系排出量	35,000トン		31,238トン (-8.6%)	
再生利用量	直接資源化量	2,611トン	(7.5%)	4,721トン	(15.1%)
	総資源化量	5,156トン	(13.9%)	6,950トン	(21.1%)
エネルギー回 収 量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	—		—	
最終処分量	埋立最終処分量	3,176トン	(9.1%)	2,613トン	(8.4%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)
事業所数は、直接搬入している事業者と処理を委託している事業者の合計とした(938事業者)。

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立処分された量 [単位：トン]

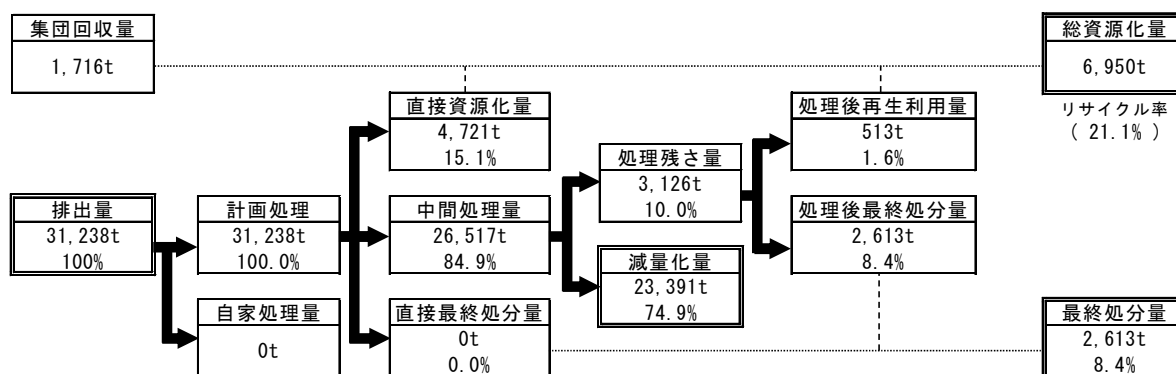


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (2025年度)

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水の処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		2017年度実績	2025年度目標
処理形態別人口	公共下水道	83,764 人 (75.4%)	84,971 人 (79.2%)
	農業集落排水施設等	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	11,028 人 (9.9%)	10,685 人 (10.0%)
	未処理人口	16,303 人 (14.7%)	11,606 人 (10.8%)
	合 計	111,095 人	107,262 人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	407 キロリットル	250 キロリットル
	浄化槽汚泥量	12,718 キロリットル	12,400 キロリットル
	合 計	13,125 キロリットル	12,650 キロリットル

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 発生抑制の推進（リデュース）

○食品ロスの削減

食べられるにも関わらず廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」の削減を推進する。

○生ごみの減量・堆肥化の推進

集積所に排出される燃えるごみの内、湿重量で約 49.4%を占める生ごみの減量や堆肥化を推進する。

○買い物袋（マイバック）持参運動の推進

市民が買い物袋（マイバック）を持参する行動の定着を図るため、更なる啓発に努める。

○レジ袋使用量削減協力店の認定

レジ袋の使用量を削減し、ごみの減量を図るため、レジ袋使用量削減協力店への参加を推進する。

○簡易包装や詰め替え商品の利用の推進

小売店や消費者に対し、商品の販売・購入時の包装や梱包の簡素化を働きかける。また、消費者に対し、出来るだけ詰め替え商品を利用するよう周知する。

○事業者への協力要請

食品小売業、食品卸売業、外食産業等の事業者に対し、食品ロスの削減や生ごみ等の食品循環資源の再生利用について、協力を求めていく。また、製造業や小売業等の事業者に対し、循環型社会に寄与するごみになりにくい商品の開発や導入について、協力を求めていく。

○その他ごみ減量施策に関する情報収集

他の自治体や家庭で取り入れているごみ減量施策について調査研究を行い、費用対効果を勘案する中で、その導入について検討を行う。

イ 再使用の推進（リユース）

○フリーマーケット等の開催

市民のリユース意識の醸成を図るため、フリーマーケットやリユース市等のイベントを開催する。

○不用品活用バンクの利用推進

不用品活用バンク制度の周知に努め、生活用品等の再使用を推進する。

○リユース食器の利用推進

市民生活や飲食店、またイベント時において、割りばしや使い捨て食器等の利

用を減らし、マイ箸、マイボトル、マイカップ等の利用を推進する。

○もったいない意識の醸成

使用済みのものを簡単に捨てるのではなく、繰り返し大切に使うという市民の「もったいない」意識の醸成を図る。

ウ ごみの分別と資源化の推進（リサイクル）

○資源物の分別徹底

燃えるごみの中に、まだ多くの資源物が混入しているため、それらを適正に分別するよう、本市のごみの分け方・出し方の周知に努める。また、必要に応じて、適正に分別されていないごみの収集方法について検討を行う。

○施設内における資源物の選別徹底

清掃センター施設内にて資源物の選別を徹底し、リサイクル率の向上に努める。

○各種リサイクル法の周知

家電リサイクル法や容器包装リサイクル法などの各種リサイクル法について周知を図り、適正なごみの分別と資源化を推進する。

○スーパー等における店頭回収の周知

スーパー等の店頭に設置された資源物回収ボックスについて、設置者の了承を得て周知を図る。また、本市の衣類等回収拠点の拡大を図るため、民間敷地内への回収ボックス設置について、調査研究を行う。

○資源ごみ集団回収団体への報奨金交付

資源ごみの集団回収を行う団体に報奨金を交付し、ごみの資源化を推進する。

○自治会等が行う資源ごみ集団回収の推進

資源ごみ収集費用の削減や自治会等運営費の確保などを目的として、自治会等が行う資源ごみ集団回収を推進する。

○資源物等の持ち去り防止

集積所に排出された資源物等を無断で持ち去る行為について、定期的なパトロールや警告看板の設置等により防止を図るとともに、違反者に対しては、条例に基づく厳正な処分を行う。

○ごみ組成分析調査の実施

集積所に排出される燃えるごみの組成分析調査を定期的実施し、燃えるごみに含まれる資源物について、効果的な資源化の方法を検討するための基礎資料とする。

○分別収集品目・資源化品目の拡大

新たな分別収集品目や資源化品目に関し、他市町の事例や資源化業者が発する情報等の調査研究を行い、費用対効果や環境への影響等を勘案する中で、その導入について検討を進める。

○廃プラスチック類の分別品目拡大

ペットボトルや白色トレイを除くその他プラスチック製容器包装の資源化について、市の財政状況や費用対効果、焼却処理施設や環境への影響、新たな焼却処理施設の整備計画等、多面的な観点から検討を行う。

エ ごみ処理の有料化

○生活系収集ごみの有料化の検討

2016年度から生活系持ち込みごみの有料化を実施しており、今後は、他の施策によるごみ減量効果、現施設の老朽化や新施設建設に伴い今後増大が予想されるごみ処理経費と市の財政状況とのバランス、他市町の有料化の状況等を総合的に勘案する中で、生活系収集ごみの有料化について検討を行う。

○一般廃棄物処理手数料の見直し

2016年度に事業系一般廃棄物処理手数料の改正を行い、2018年度には少量排出事業者制度を改正し、事業系収集ごみの有料化を実施した。今後は、これらの施策によるごみ減量効果、ごみ処理経費の推移、他市町の手数料の状況等を総合的に勘案する中で、定期的に手数料の見直しについて検討していく。

オ 事業系ごみの適正処理や減量の推進

○少量排出事業者の適正なごみ処理等の推進

本市独自の少量排出事業者制度を利用している事業者に対し、法令や例規に基づく適正なごみ処理や、ごみの減量に努めるよう、周知活動や指導に努める。

○直接搬入事業者等の適正なごみ処理等の推進

清掃センターにごみを搬入する事業者や収集運搬許可業者に対し、定期的なごみ搬入検査や立入検査を行い、適正処理や減量について適切な指導を行う。

○多量排出事業者等への指導

多量に一般廃棄物を排出する事業者に対し、ごみの減量計画を作成させる等、ごみの減量に向けた取り組みについて適切な指導を行う。

○資源古紙の分別に関する指導

少量排出事業者や直接搬入事業者のごみには、資源化できる古紙が、まだ多く含まれているため、適正に分別し資源化するよう適切な指導を行う。

○優良事業者が行う取組みの情報提供

ごみの減量や資源化に積極的に取り組む事業者に関し、その取り組み方法や成果等について、他の事業者の参考となるよう、周知啓発を行う。

○市関連施設の適正なごみ処理等の推進

市が他の事業者の手本となるよう、市関連施設から発生するごみの適正処理や減量に努める。

カ 生活排水対策

○下水道接続の啓発活動

生活排水の未処理排出抑制のため、下水道供用開始区域内の未接続家庭に対し、早期接続を促す啓発活動を行う。

○合併処理浄化槽設置等の啓発活動

生活排水の未処理排出抑制のため、下水道計画区域外の家対し、合併処理浄化槽の設置及び適切な維持管理を促す啓発活動を行う。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

本市の分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

本市の生活系ごみの収集は、粗大ごみを除き、地域の集積所又は拠点回収場所からの収集としており、粗大ごみについては、清掃センターへの自己搬入、若しくは有料の戸別収集方式としている。今後も同様の収集体制を継続する。

また、本市のごみ処理施設のうち、中間処理施設は、老朽化が進んでいたため、2013 年度から 2016 年度にかけ、基幹的設備改良事業による延命措置を行った。今後は、延命化の効果を失わないよう、長寿命化計画等に基づく予防保全的な設備の更新や修繕を実施するとともに、保守点検や法定検査等により、施設の安定的な稼働に努める。

一方、最終処分場については、その残容量が逼迫していることから、焼却固化灰の一部を外部搬出するとともに、最終処分量の削減を図るため、ごみの排出抑制に積極的に取り組んでいる。また、ごみの資源化についても、資源化品目の拡大や適正な分別の周知等により、リサイクル率の向上に取り組んでいるところであるが、近年の情報通信技術の進展による紙離れや、スーパー等店頭回収の利用の増加等により、資源ごみの収集量は年々減少している状況にある。

今後は、新たな最終処分場の整備を推進するとともに、燃えるごみに含まれる資源古紙をはじめとする資源物を適正に分別して排出するよう、市民意識の醸成を図る取り組みを推進する。

また、新たな分別収集品目や資源化品目に関しては、他市町の事例や資源化業者との情報交換等により調査研究を行うとともに、かばん・靴類の資源化や、集積所に排出された剪定枝の資源化について、費用対効果や環境への影響等を勘案する中で、導入に向けた検討を進める。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

本市の事業系ごみは、清掃センターへの自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業者の搬入による処理のほか、1 回のごみ排出量 10 k g 以下の少量排出事業者のごみについては、所定の手続きを行えば、地域の集積所に排出できることとしており、そのごみは、生活系ごみとともに市が収集運搬し処理を行っている。

また、本市においては、産業廃棄物の処理を原則行っておらず、事業系一般廃棄物については、生活系ごみに準じた分別区分及び生活系ごみと同じ施設や方法で処理を行っている。

今後も同様の処理体制を継続していくが、清掃センターに搬入される事業系ごみの中には、産業廃棄物に該当するごみや、資源化できる紙ごみが多く混入しているため、事業者や収集運搬業者に対する定期的な搬入検査や立入検査を行い、

ごみの適正処理や減量について適切な指導を行う。

また、少量排出事業者のごみについては、2018年4月1日に制度を一部改正し、集積所にごみを排出する場合に、処理手数料の納付と事業系指定ごみ袋の使用を義務付けたが、今後は、少量排出事業者が新たな制度に基づき、適正な処理を行うよう、周知啓発や指導に努めていく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は、産業廃棄物の処理を原則行っていない。

また、今後も、大規模災害時等の非常時を除き、本市の一般廃棄物処理施設において、産業廃棄物を処理する予定はない。

エ 生活排水処理の現状と今後

本市の生活排水処理率は、2017年10月1日現在、85.3%であり、今後は、処理率の向上を図るため、下水道供用開始区域内の未接続家庭に対しては、早期の下水道接続を推進し、下水道計画区域外の家庭に対しては、合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理を推進する。

また、本市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は衛生プラントで実施しており、発生した汚泥は、現在、同プラントでの焼却による減量化を行っているが、焼却施設の老朽化や処理汚泥量の減少から、今後は、脱水後の汚泥を外部搬出し、焼却灰の資源化により処理を行う。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 既存最終処分場の残容量が逼迫していることから、焼却固化灰の外部搬出による延命化を継続するとともに、新規最終処分場の整備を推進する。
- ◇ 燃えるごみに含まれる資源物を適正に分別して排出するよう、市民意識の醸成を図る取り組みを推進する。
- ◇ かばん・靴類の資源化や、集積所に排出された剪定枝の資源化について、費用対効果や環境への影響等を勘案する中で、導入に向けた検討を進める。
- ◇ 清掃センターに搬入する事業者等に対する定期的な搬入検査や立入検査を行い、ごみの適正処理や減量について適切な指導を行う。
- ◇ 少量排出事業者が、改正後の制度に基づき適正な処理を行うよう、制度の周知や指導に努めていく。

表3 三島市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (2017年度)					
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績	
燃えるごみ	燃えるごみ	焼却	清掃センター焼却処理施設	22,582 (①)	
	剪定枝				
資源ごみ	びん類 無色透明のびん 茶色のびん その他の色のびん	リサイクル	直接資源化	693	
					かん類
					その他の燃えないごみ
	リサイクル	清掃センター粗大ごみ処理施設	556 (②)		
埋立	清掃センター最終処分場	304 (③)			
資源古紙	新聞 (チラシ含む)	リサイクル	直接資源化	1,063	
	雑誌 (書籍・ノート含む)				
	段ボール				
	牛乳等紙パック				
	ミックス古紙				
ペットボトル	リサイクル	直接資源化	94		
白色トレイ・白色発泡スチロール	リサイクル	直接資源化	10		
危険不燃物	蛍光灯	リサイクル	直接資源化(委託)	9	
	電球・スプレーかん・刃物類・ライター等		清掃センター粗大ごみ処理施設	②に含まれる	
乾電池		リサイクル	直接資源化(委託)	24	
衣類等		リサイクル	直接資源化	226	
小型家電 (パソコン含む)		リサイクル	直接資源化	138	
粗大ごみ	可燃性	焼却	清掃センター焼却処理施設	①に含まれる	
					燃えるごみ
					木製家具等
	リサイクル	直接資源化	352		
	リサイクル	直接資源化	1		
不燃性	リサイクル	清掃センター粗大ごみ処理施設	②に含まれる		
埋立	清掃センター最終処分場	③に含まれる			



今後 (2025年度)										
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績	分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績	
燃えるごみ	燃えるごみ	焼却	清掃センター焼却処理施設	17,547 (①)	燃えるごみ	燃えるごみ	焼却	清掃センター焼却処理施設	17,547 (①)	
	剪定枝									リサイクル
資源ごみ	びん類 無色透明のびん 茶色のびん その他の色のびん	リサイクル	直接資源化	623	資源ごみ	びん類 無色透明のびん 茶色のびん その他の色のびん	リサイクル	直接資源化	623	
										かん類
										その他の燃えないごみ
	リサイクル	清掃センター粗大ごみ処理施設	513 (②)							
埋立	清掃センター最終処分場	269 (③)								
資源古紙	新聞 (チラシ含む)	リサイクル	直接資源化	2,362	資源古紙	新聞 (チラシ含む)	リサイクル	直接資源化	2,362	
	雑誌 (書籍・ノート含む)									
	段ボール									
	牛乳等紙パック									
	ミックス古紙									
ペットボトル	リサイクル	直接資源化	145	ペットボトル	リサイクル	直接資源化	145			
白色トレイ・白色発泡スチロール	リサイクル	直接資源化	30	白色トレイ・白色発泡スチロール	リサイクル	直接資源化	30			
危険不燃物	蛍光灯	リサイクル	直接資源化(委託)	8	危険不燃物	蛍光灯	リサイクル	直接資源化(委託)	8	
	電球・スプレーかん・刃物類・ライター等		清掃センター粗大ごみ処理施設	②に含まれる	危険不燃物	電球・スプレーかん・刃物類・ライター等		清掃センター粗大ごみ処理施設	②に含まれる	
乾電池		リサイクル	直接資源化(委託)	21	乾電池		リサイクル	直接資源化(委託)	21	
衣類等		リサイクル	直接資源化	426	衣類等		リサイクル	直接資源化	426	
小型家電 (パソコン含む)		リサイクル	直接資源化	132	小型家電 (パソコン含む)		リサイクル	直接資源化	132	
かばん・靴等		リサイクル	直接資源化	61	かばん・靴等		リサイクル	直接資源化	61	
粗大ごみ	可燃性	焼却	清掃センター焼却処理施設	①に含まれる	粗大ごみ	可燃性	焼却	清掃センター焼却処理施設	①に含まれる	
										燃えるごみ
										木製家具等
	リサイクル	直接資源化	315	粗大ごみ	可燃性	木製家具等	リサイクル	直接資源化	315	
	リサイクル	直接資源化	1	粗大ごみ	可燃性	羽毛ふとん	リサイクル	直接資源化	1	
不燃性	リサイクル	清掃センター粗大ごみ処理施設	②に含まれる	粗大ごみ	不燃性	リサイクル	清掃センター粗大ごみ処理施設	②に含まれる		
埋立	清掃センター最終処分場	③に含まれる								

※分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかを添付資料3により説明

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の今後の処理体制及び分別区分で処理し発生した焼却灰等を、適正に処分するため、第2次計画において、表4のとおり必要な最終処分場の整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強 靱化
1	最終処分場 (予定)	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備事業	未定 (第2次計画時に確定)	三島市字賀茂之洞地内外	(2025～2027)	—

※ 現有処理施設の概要を添付資料4として添付した。(現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの)

(整備理由)

事業番号1 既存最終処分場の残容量の逼迫

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成29年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	84	123	512	2019～2024	三島市国土強靱化地域計画
合計	84	123	512		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る用地測量事業	用地測量	2020
	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る基本設計策定のための地質調査事業	地質調査	2020
	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る基本計画(基本設計)策定事業	基本計画 (基本設計)	2020~2021
	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	2020~2021
	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る実施設計策定のための地質調査事業	地質調査	2022
	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る事業者選定等事業	事業者選定等 (発注仕様書等の作成、埋立地造成設計などの各種設計)	2023~2024
	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る希少野生動植物調査事業	希少野生動植物調査	2023~2024

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 環境美化活動の推進

○環境美化推進員活動の支援

自治会連合会役員及び自治会等から推薦された環境美化推進員で組織する環境美化推進員会に対し、活動費の補助金交付や研修会等を実施し、地域における環境美化推進員の円滑な活動を支援する。

○環境美化に関する各種イベントの実施

環境美化推進大会、統一美化キャンペーン、三島の川をきれいにする奉仕活動等、美しいまちづくりを推進するためのイベントを市民の協力を得て実施する。

○自治会等が行う清掃活動の支援

自治会や町内会等が行う清掃活動に伴い発生するごみや草木等を清掃センターで受け入れるなど、その活動を支援する

イ 環境衛生活動の推進

○環境衛生週間ポスター・標語展の実施

環境衛生週間の取り組みの一環として、市内の小・中学校からポスター・標語の募集・展示を行い、環境衛生に対する意識の醸成を図る。

○死亡動物の処理

公共の場で死んでいる動物は、出来るだけ速やかに収集し、適正処理を行う。

ウ 再生利用品の需要拡大

市関連施設における再生利用品の利用を率先して行うとともに、住民や事業者に対する普及啓発活動を通じて、再生利用品の需要拡大を図る。

エ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

オ 不法投棄の防止

○不法投棄監視員等による監視体制の強化

不法投棄監視員や委託業者と連携し、巡回監視パトロールを実施する他、箱根西麓の山間部等に監視カメラを設置し、監視体制の強化を図る。また、希望のあった市民等に対しては、不法投棄防止用看板を配布するなどの支援を行う。

○関係機関との連携

警察、自治会、県などの関係機関との連携を深め、相互の通報・連絡体制を強化し、不法投棄の防止に努める。

○不法投棄物等の適正処理

通報のあった不法投棄物については、土地所有者（管理者）や警察等と連携し、適正に回収・処理を行う。

○ルール違反ごみ等への対応

集積所のルール違反ごみや他市町から持ち込まれるごみは、自治会や環境美化推進員等と連携し、その削減に努める。また、違反者に対し適切な指導を行う。

○共同住宅の管理者等に対する協力要請

共同住宅の入居者から排出されるごみは、一戸建て住宅の住民から排出されるごみと比べ、比較的、ルール違反となるものが多く見られる。よって、共同住宅の管理者等に対し、その対策を講じるよう協力を求める。

○指定ごみ袋への排出者名等の記入に関する検討

ごみの適正処理に対する市民意識の向上を図り、集積所のルール違反ごみを削

減するため、市民意識調査の結果や他市町の状況等を踏まえ、指定ごみ袋への排出者名等の記入について検討を行う。

カ 周知・啓発活動の推進

○広報誌等による周知啓発

ごみ処理の現状や課題、施策の実施状況等について、広報誌や啓発チラシ、ホームページやイベント等、多様な媒体や機会を通じて周知啓発を図る。

○ごみ処理に関する情報提供

市民や事業者が率先してごみの減量や資源化、適正なごみ処理を行うよう、多様な媒体や機会を通じて、ごみの排出方法や分別方法等に関する情報提供に努める。

○外国人に対する情報提供

近年の国際化社会の進展により、本市においても多くの外国人が居住しているため、分別方法等に関する外国人向けパンフレットを作成し、ごみの適正な分別・排出の情報提供に努める。

○出前講座等の開催

各種団体への出前講座を積極的に開催し、本市のごみ処理の現状や課題、適正な分別区分等を共有してもらい、市民のごみ処理に対する意識啓発を図る。

○自治会や環境ボランティア等との連携・協働による施策の推進

自治会や町内会をはじめ、地域の環境美化の一翼を担う「環境美化推進員」や、ごみの減量やリサイクルに関する活動を自ら率先して行う「ごみ減量アドバイザー」等と連携・協働し、ごみ処理に関する周知啓発活動を推進する。

○環境ボランティアの育成・支援

3R活動を自ら率先して行い、その活動を広める役割を担う、「ごみ減量アドバイザー」をはじめとする環境ボランティアの育成に努めるとともに、その活動を支援する。

○説明会等の開催による市民や事業者への周知

ごみ処理に関する制度改正や、ごみの分け方・出し方の変更等があった場合は、市民や事業者を対象に説明会等を開催し、その周知を図る。

○ごみに関する市民意識調査の実施

ごみに関する市民意識調査を定期的の実施し、ごみの減量や資源化施策の推進方法、効果的な周知・啓発方法等を検討するための基礎資料とする。

キ 環境教育・環境学習の推進

○ごみ処理施設見学の受け入れ

ごみ問題への理解と関心を深め、ごみの減量や資源化に向けた行動を促進するため、市内小学校児童の社会科見学等、積極的に市民の施設見学を受け入れる。

○教育機関と連携した環境教育の推進

小中学生を対象とした出前講座の実施や、環境教育教材や副読本の作成・配布により、ごみ問題について自ら考え、率先して行動できる人づくりを推進する。

○消費者教育の充実

ごみに関する問題意識を持ち、自ら率先して行動できる消費者を育成するため、消費者教育の充実を図る。

ク 災害時の廃棄物処理に関する事項

○災害廃棄物処理計画の管理等

2017年3月に策定した三島市災害廃棄物処理計画について、災害廃棄物を取り巻く状況や社会環境の変化に応じた定期的な見直しを行う。また、実際の災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、具体的な処理方法の検討を行う。

○訓練の実施

大規模災害時の混乱を最小限にするため、実際の災害発生時を想定した訓練を実施する。

○災害時や緊急時における相互援助協力

災害時や緊急時におけるごみの収集運搬や処分に関し、各種団体や他市町との相互援助協力について協議を行う。

○仮置場候補地

仮置場については、候補地を表7に示す。

表7 仮置場候補地

	仮置場候補地	所在地	面積 (㎡)
1	三島市清掃センター最終処分場等	三島市宇賀茂之洞 4703-94	10,000
2	市の山グラウンド	三島市塚原新田 405-1	3,812
3	北沢公園	三島市北沢 53-1	6,100
4	長伏公園北側駐車場	三島市長伏 274-3	7,102
5	長伏グラウンドB	三島市長伏 274-3	5,600
6	長伏グラウンドC	三島市長伏 274-3	3,000
7	浄化センター広場	三島市長伏 309	5,014
合 計			40,628

○最終処分場

最終処分場については、現在使用している清掃センター最終処分場（第3埋立地）を候補地としているが、静岡県が求めている、想定される量の災害廃棄物を最終処分した後の10年間分の埋め立て容量を確保できていない。そのため、新たな最終処分場の整備が必要となっている。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、本市、静岡県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

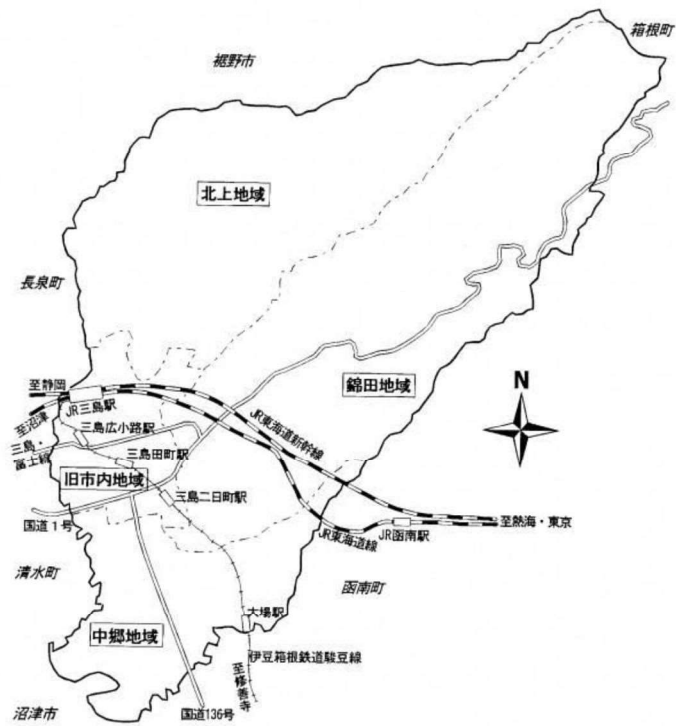
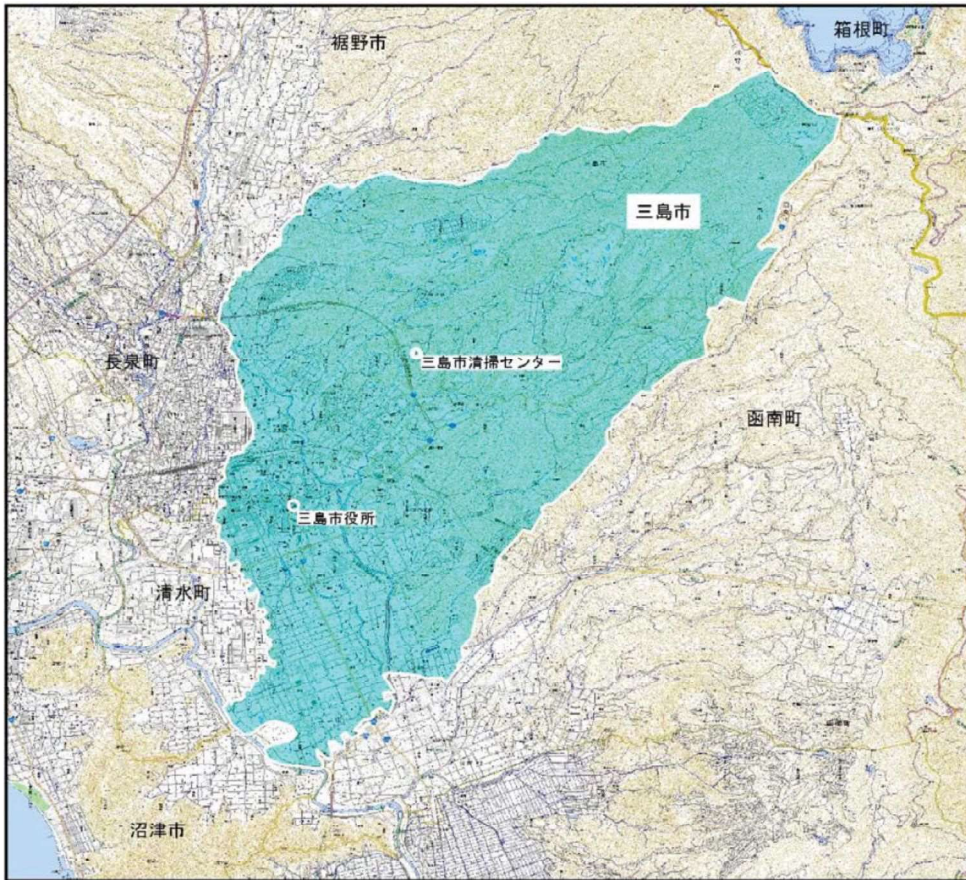
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

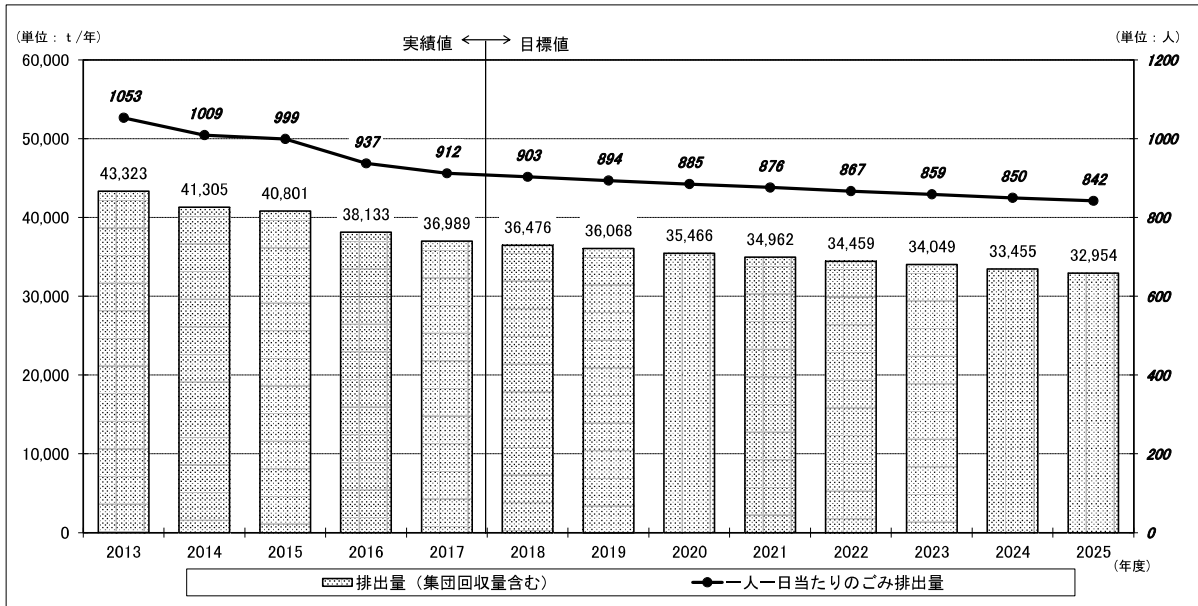
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料 1 対象地域図

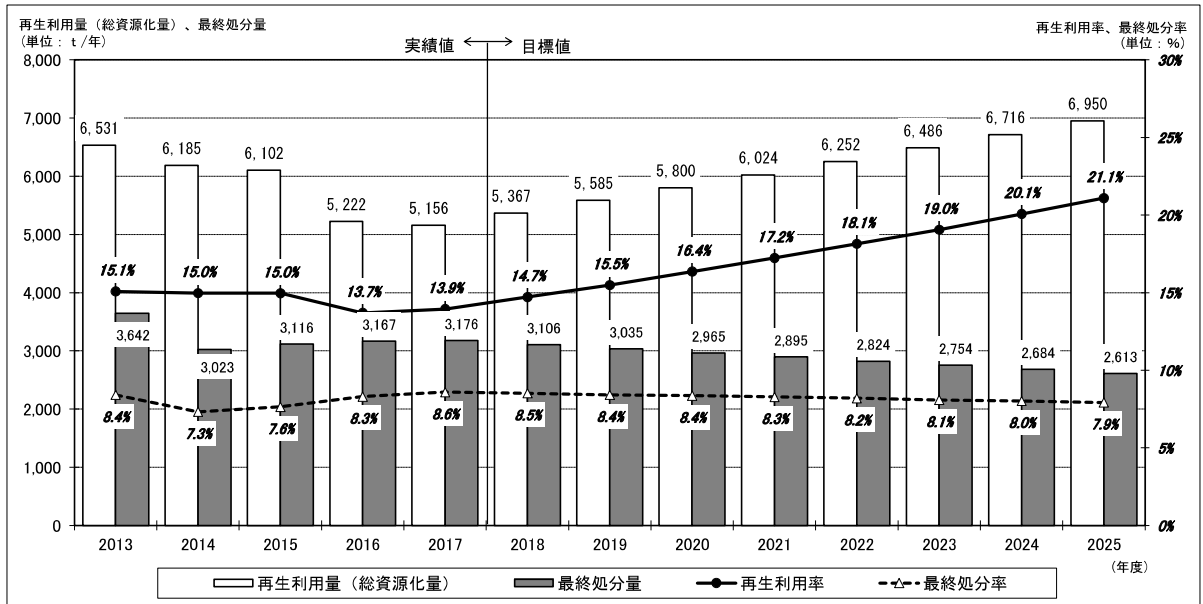


三島市 概要図

添付資料 2-1 ごみ排出量の実績と将来目標



添付資料 2-2 再生利用量及び最終処分量の実績と将来目標



※最終処分率は、排出量 (集団回収を含む) に対する最終処分量の割合。

添付資料3 ごみの分別区分（2018年4月現在）

分別区分		主な廃棄物の種類	
燃えるごみ	燃えるごみ	台所ごみ、革製品、紙おむつ、ビデオテープ、CD等ディスク、ビニール類、プラスチック、リサイクルできない紙くず等	
	剪定枝	長さ50cm、直径10cm以下の剪定枝	
資源ごみ	びん類	無色透明のびん	ジャムやジュース等の無色透明のびん
		茶色のびん	栄養ドリンク剤や医薬飲料、ジュース等の茶色のびん
		その他のびん	無色透明・茶色以外の色つきびん
	かん類	スチール製の空きかん、アルミ製の空きかん	
	その他の燃えないごみ	陶器、ガラス、金属類等	
資源古紙	新聞	新聞紙、チラシ	
	雑誌	雑誌、書籍、ノート	
	段ボール	段ボール（中が波状の紙）	
	牛乳等紙パック	牛乳等の紙パック	
	ミックス古紙	紙箱類・紙かん・カップ類、紙袋類・包装紙類、その他の紙、台紙類、紙製の郵便物（セロハン窓付きも含む）、写真類、ビニール類が付いている紙、アルミ箔が付いている紙、ホチキス・クリップ留めされている紙、金具付き紙製ファイル、ラップの箱等	
ペットボトル		飲料用、しょう油、酒、みりん、料理酒等のペットボトル	
白色トレイ・白色発泡スチロール		白色のトレイ及び発泡スチロール	
危険不燃物		電球（LED電球を含む）、蛍光灯、スプレーかん、カートリッジボンベ、ライター、包丁等の刃物類・カミソリ等	
乾電池		乾電池（ボタン電池・小型充電式電池は販売店へ返却）	
衣類等		シャツなどの綿素材、スーツ・制服・ジャケット類、フリース、セーター、ジーンズ、タオル類・シーツ類、靴下・手袋、着物、革衣類、パジャマ、スウェット、コート、下着、肌着、マフラー、ニットキャップ、ハンカチ、水着等	
小型家電（パソコン含む）		携帯電話・PHS・スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、テーブルコーダー、ICレコーダー、ゲーム類、ポータブルカーナビ、ポータブルDVDプレーヤー、電子辞書、補助記憶装置、理容用機器、その他付属品等	
粗大ごみ（有料）	可燃粗大ごみ、	ふとん、カーペット類、木製家具等	
	不燃粗大ごみ	自転車、ストーブ、金属製ラック等	

添付資料 4 現有処理施設の概要（2021年11月末現在）

番号	施設名称	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月	備考
1	三島市清掃センター ごみ焼却処理施設	中間処理施設 全連続焼式流動床炉	可燃ごみ 可燃粗大ごみ	180 t/24h (90t/24h×2 炉)	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94	1989 年 10 月	排ガス高度処理施設整備工事 (2000～2001 年度) 基幹的設備整備工事 (2013～2015 年度) 浸水想定区域なし
2	三島市清掃センター 粗大ごみ処理施設	中間処理施設 破碎選別方式	資源ごみ 不燃粗大ごみ	回転式破碎機 50t/5h せん断式破碎機 5t/5h	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94	1990 年 1 月	基幹的設備整備工事 (2013、2016 年度) 浸水想定区域なし
3	三島市 一般廃棄物最終処分場 (第 1 埋立地)	最終処分場 サンドイッチ方式	焼却固化灰 不燃物残さ	160,711 m ³	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 18	1984 年 3 月	埋立終了 浸水想定区域なし
4	三島市 一般廃棄物最終処分場 (第 2 埋立地)	最終処分場 サンドイッチ方式	焼却固化灰 不燃物残さ	10,948 m ³	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 2	1992 年 10 月	埋立終了 浸水想定区域なし
5	三島市 一般廃棄物最終処分場 (第 3 埋立地)	最終処分場 サンドイッチ方式	焼却固化灰 不燃物残さ	81,630 m ³	三島市字賀茂之洞 4703 番地内	1996 年 6 月	残容量 8,227 m ³ (2017 年 12 月末現在) 一部外部搬出 浸水想定区域なし
6	三島市清掃センター 浸出水処理施設	浸出水処理施設 回転円板式	浸出水	120 m ³ /24h	三島市字賀茂之洞 4703 番地の 94	1994 年 9 月	浸水想定区域なし

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	静岡県三島市		(2) 地域内人口	111,095人	(3) 地域面積	62.02km ²
(4) 構成市町村等名	三島市		(5) 地域の要件*	人口	面積	沖繩 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	なし					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年	過去の状況・現状(排出量等に対する割合)								目 標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和8年度		
排出量	事業系 総排出量(トン)	10,437	9,214	9,204	9,231	8,948	9,207	8,187 (H30比-11.1%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	11.1	9.8	9.8	9.8	9.5	9.8	8.7 (H30比-11.2%)	
	生活系 総排出量(トン)	30,445	29,780	29,471	26,844	26,052	24,969	23,051 (H30比-7.7%)	
再生利用量	1人当たりの排出量(kg/人)	233.8	231.1	228.4	212.3	206.0	195.1	166.1 (H30比-14.9%)	
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	40,882	38,995	38,675	36,075	35,000	34,176	31,238 (H30比-8.6%)	
	直接資源化量(トン)	3,246 (7.9%)	3,008 (7.7%)	2,940 (7.6%)	2,584 (7.2%)	2,611 (7.5%)	2,875 (8.4%)	4,721 (15.1%)	
エネルギー回収量	6,531 (15.1%)	6,185 (15.0%)	6,102 (15.0%)	5,222 (13.7%)	5,156 (13.9%)	5,025 (13.9%)	6,950 (21.1%)		
エネルギー回収量	—	—	—	—	—	—	—	— MWh	
最終処分量	—	—	—	—	—	—	—	— GJ	
埋立最終処分量(トン)	3,642 (8.9%)	3,023 (7.8%)	3,116 (8.1%)	3,167 (8.8%)	3,176 (9.1%)	3,106 (9.1%)	2,613 (8.4%)		

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	三島市清掃センター	三島市	全通焼却式焼却炉(流動床炉)	有	H元. 11	R18. 3 廃止予定	未定	浸水想定区域なし。	
ごみ処理施設	三島市清掃センター 組大ごみ処理施設	三島市	破砕選別方式(回転せん断衝撃式横型破砕機)	有	H2. 2	R18. 3 廃止予定	未定	浸水想定区域なし。	
最終処分場	一般廃棄物最終処分場(第1埋立地)	三島市	サンドイッチ方式	無	S59. 4	R12. 4 廃止予定	—	浸水想定区域なし。	埋立終了
最終処分場	一般廃棄物最終処分場(第2埋立地)	三島市	サンドイッチ方式	無	H4. 12	R12. 4 廃止予定	—	浸水想定区域なし。	埋立終了
最終処分場	一般廃棄物最終処分場(第3埋立地)	三島市	サンドイッチ方式	無	H8. 7	R12. 4 廃止予定	—	浸水想定区域なし。	
浸出水処理施設	三島市清掃センター 浸出水処理施設	三島市	回転円盤法	無	H6. 10	—	—	浸水想定区域なし。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	焼却施設解体事業着手(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
最終処分場	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)	三島市	—	—	R10. 4	更新(改良)・新設理由 現在使用している一般廃棄物最終処分場(第3埋立地)の残余容量が逼迫しているため	—	—	浸水想定区域なし。	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業
浸出水処理施設	(仮称)三島市清掃センター浸出水処理施設	三島市	—	—	R10. 4	現在使用している一般廃棄物最終処分場(第3埋立地)の残余容量が逼迫しているため	—	—	浸水想定区域なし。	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過 去		の 状 況		現 状			目 標
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和8年度	
総人口	112,699	112,102	111,626	111,550	111,095	110,444	107,262	
公共下水道	80,584 71.5%	81,216 72.4%	81,671 73.2%	82,510 74.0%	83,764 75.4%	83,913 76.0%	84,971 79.2%	
集落排水施設等	0	0	0	0	0	0	0	
合併処理浄化槽等	11,103 9.9%	11,087 9.9%	11,476 10.3%	10,421 9.3%	11,028 9.9%	11,191 10.1%	10,685 10.0%	
未処理人口	21,012	19,799	18,479	18,619	16,303	15,340	11,606 10.8%	

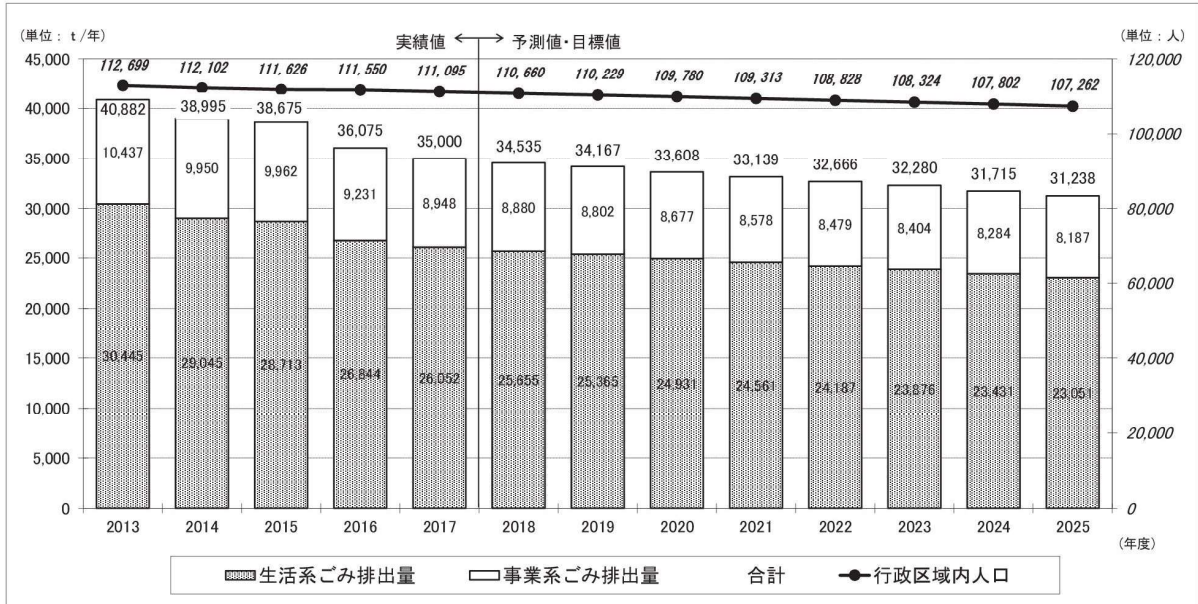
※ 参考として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の状況		整備予定の状況		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	三島市	665	2,543	123	512	

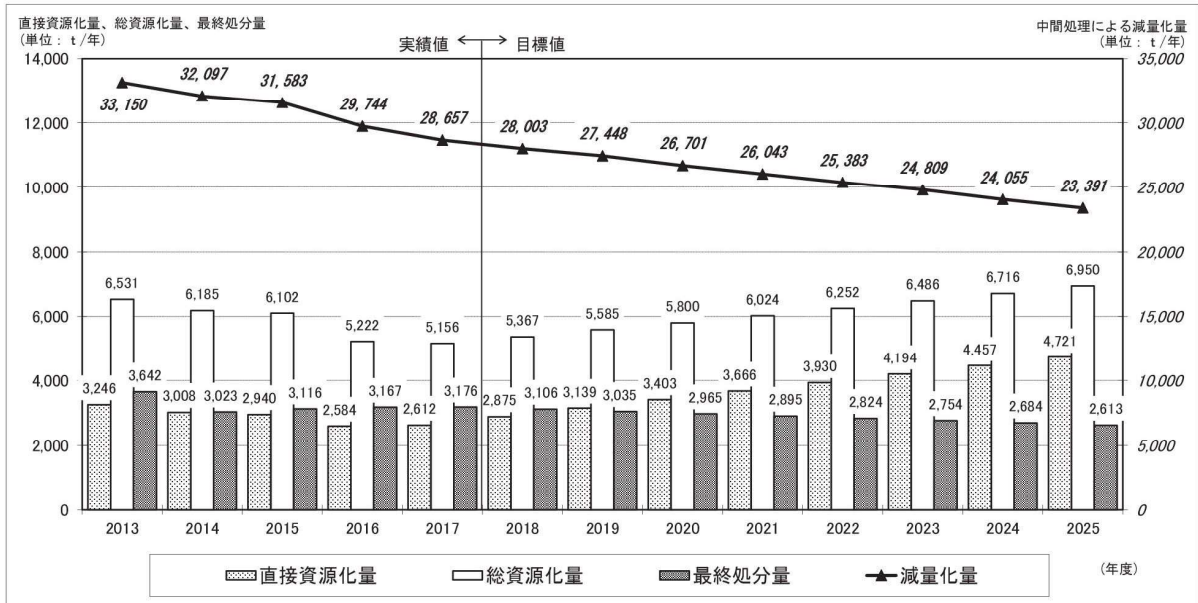
※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付のこと。

様式1 添付資料1-1 人口及びごみ排出量の実績と将来目標



※ごみ排出量は、集団回収量を含まない
 ※行政区域内人口は、各年10月1日現在の値（外国人を含む）

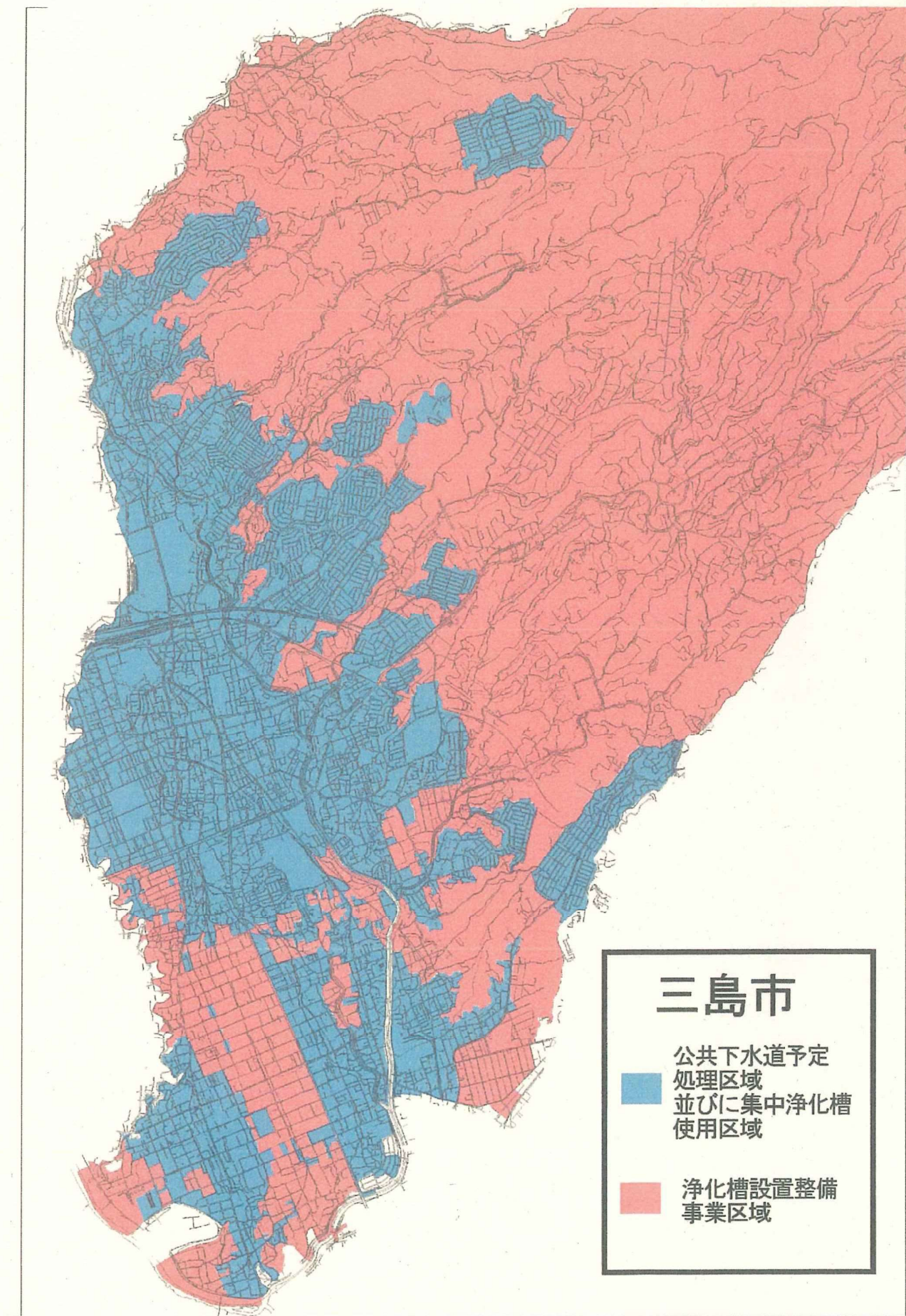
様式1 添付資料1-2 資源化量、最終処分量及び減量化量の実績と将来目標



様式 1 添付資料 2 地域内の施設の現況と予定（位置図）



様式1 添付資料3 浄化槽整備区域図



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(2018年度)

事業種別	事業番号	事業名称	事業主体名称	規模	事業期間	総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考	
						令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○最終処分に関する事業					開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備事業(予定)	1	三島市	検討中	m ³	2025	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	第2次計画時に権定
○浄化槽に関する事業						49,380	6,972	6,438	7,604	7,292	8,784	48,290	6,788	6,438	7,338	6,972	8,464		
浄化槽設置整備事業	2	三島市	123	基	2019	49,380	6,972	6,438	7,604	7,292	8,784	48,290	6,788	6,438	7,338	6,972	8,464		
○施設整備に関する計画支援事業						200,812	0	48,885	23,000	40,000	69,683	19,244	200,812	0	48,885	23,000	69,683	19,244	
(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る用地測量事業		三島市	-	-	2020	23,485	0	23,485	0	0	0	23,485	0	23,485	0	0	0	0	
(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る基本設計策定のための地質調査事業		三島市	-	-	2020	13,365	0	13,365	0	0	0	13,365	0	13,365	0	0	0	0	
(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る基本計画(基本設計)策定事業		三島市	-	-	2020	24,090	0	15,000	0	0	0	24,090	0	9,090	15,000	0	0	0	
(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る生活環境影響調査事業	31	三島市	-	-	2020	10,945	0	8,000	0	0	0	10,945	0	2,945	8,000	0	0	0	
(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る実施設計策定のための地質調査事業		三島市	-	-	2022	55,300	0	0	40,000	15,300	0	55,300	0	0	40,000	15,300	0	0	
(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る事業者選定等事業		三島市	-	-	2023	62,000	0	0	0	45,000	17,000	62,000	0	0	0	45,000	17,000	0	
(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る希少野生動植物調査事業		三島市	-	-	2023	11,627	0	0	0	9,383	2,244	11,627	0	0	0	9,383	2,244	0	
合計						250,192	6,972	61,175	29,438	47,604	76,975	249,102	6,788	61,175	29,438	47,338	76,655	27,708	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。

※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。

※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画						備考		
					開始	終了		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	排出抑制の推進(リデュース)	食品ロスの削減	三島市	2019	2024										
			生ごみの減量・堆肥化の推進													
			買い物袋(マイバック)持参運動の推進													
			レジ袋使用量削減協力店の認定													
			簡易包装や詰め替え商品の利用の推進													
			事業者への協力要請													
	12	再使用の推進(リユース)	フリーマーケット等の開催	三島市	2019	2024										
			不用品活用バンクの利用推進													
	13	ごみの分別と資源化の推進(リサイクル)	リユース食器の利用推進	三島市	2019	2024										
			もったいない意識の醸成													
			資源物の分別徹底													
			施設内における資源物の選別徹底													
			各種リサイクル法の周知													
			スーパー等における店頭回収の周知													
			資源ごみ集団回収団体への報奨金交付													
			自治会等が行う資源ごみ集団回収の推進													
資源物等の持ち去り防止																
ごみ組成分析調査の実施																
14	ごみ処理の有料化	分別収集品目・資源化品目の拡大	三島市	2019	2024											
		廃プラスチック類の分別品目拡大														
15	事業系ごみの適正処理や減量の推進	生活系収集ごみの有料化の検討	三島市	2019	2024											
		一般廃棄物処理手数料の見直し														
		少量排出事業者の適正なごみ処理等の推進														
		直接搬入事業者等の適正なごみ処理等の推進														
		多量排出事業者等への指導														
		資源古紙の分別に関する指導														
16	生活排水対策	優良事業者が行う取組みの情報提供	三島市	2019	2024											
		市関連施設の適正なごみ処理等の推進														
処理体制の構築、変更に関するもの	21	収集運搬体制の整備	下水道接続の啓発活動	三島市	2019	2024										
			合併処理浄化槽設置等の啓発活動													
			安定かつ効率的な収集運搬体制の整備													
	22	中間処理体制の整備	高齢者や障がい者等に配慮した収集運搬体制の整備	三島市	2019	2024										
			ごみ集積所の適正管理													
			適正な中間処理施設の維持管理													
			中間処理施設の延命化													
	23	最終処分体制の整備	環境測定による法令順守	三島市	2019	2024										
			包括的業務委託の検討													
	24	一般廃棄物処理業によるごみ処理	新たな中間処理施設の検討	三島市	2019	2024										
			適正な最終処分施設の維持管理													
			最終処分施設の延命化													
	25	災害時や緊急時のごみ処理	環境測定による法令順守	三島市	2019	2024										
			収集運搬業の許可													
	26	広域的な取り組みの推進	処分業の許可	三島市	2019	2024										
			ごみ搬入検査・立入検査													
	27	適正処理困難物への対応	災害廃棄物処理計画の管理等	三島市	2019	2024										
			訓練の実施													
	28	違法な不用品回収業者への対策	災害時や緊急時における相互援助協力	三島市	2019	2024										
広域的な会議への参加																
29	生活排水対策	ごみ処理広域化の検討	三島市	2019	2024											
		適正処理困難物の指定														
1	最終処分場整備事業(予定)	排出者等への対応	三島市	2019	2024											
		市民等への周知														
2	浄化槽設置整備事業	関係機関との連携	三島市	2019	2024											
		脱水汚泥の外部搬出処理														
処理施設の整備に関するもの	1	合併処理浄化槽設置整備	三島市	(2025)	(2027)	○								関連事業31		
		浄化槽設置整備														
								浄化槽の設置(整備計画基数:34基/年)								

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画						備考	
					開始	終了		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備事業(事業番号1)の計画支援事業	用地測量事業	三島市	2020	2020	○		→					関連事業1	
			基本設計策定のための地質調査事業		2020	2020			→						
			基本計画(基本設計)策定事業		2020	2021				→					
			生活環境影響調査事業		2020	2021				→					
			実施設計策定のための地質調査事業		2022	2022					→				
			事業者選定等事業		2023	2024						→			
			希少野生動植物調査事業		2023	2024						→			
その他	41	環境美化活動の推進	環境美化推進員活動の支援	三島市	2019	2024								→	
			環境美化に関する各種イベントの実施											→	
			自治会等が行う清掃活動の支援											→	
	42	環境衛生活動の推進	環境衛生週間ポスター・標語展の実施	三島市	2019	2024								→	
			死亡動物の処理											→	
	43	不法投棄の防止	不法投棄監視員等による監視体制の強化	三島市	2019	2024									→
			関係機関との連携											→	
			不法投棄物等の適正処理											→	
			ルール違反ごみ等への対応											→	
			共同住宅の管理者等に対する協力要請											→	
	指定ごみ袋への排出者名等の記入に関する検討								→						
	44	周知・啓発活動の推進	広報誌等による周知啓発	三島市	2019	2024									→
			ごみ処理に関する情報提供											→	
			外国人に対する情報提供											→	
			出前講座等の開催											→	
			自治会や環境ボランティア等との連携・協働による施策の推進											→	
			環境ボランティアの育成・支援											→	
説明会等の開催による市民や事業者への周知													→		
ごみに関する市民意識調査の実施								→							
45	環境教育・環境学習の推進	ごみ処理施設見学の受け入れ	三島市	2019	2024									→	
		教育機関と連携した環境教育の推進											→		
		消費者教育の充実											→		

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	三島市		
(2) 施設名称	(仮称) 一般廃棄物最終処分場 (第4埋立地) (予定)		
(3) 工期 ※1	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体: 令和7年度 ~ 令和9年度)		
(4) 処分場面積、容積	総面積 m^2 (第2次計画時に確定)	埋立面積 m^2 (第2次計画時に確定)	埋立容積 m^3 (第2次計画時に確定)
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 10 年度 埋立終了 令和 24 年度		
(6) 跡地利用計画	現在のところ未定であるが、災害廃棄物の仮置場など、本市にとって有用な活用方法を検討する。		
(7) 地域計画内の役割	三島市清掃センターから発生する焼却固化灰及び不燃物残さ等を適正に埋立て処理し、最終処分場から発生する浸出水は、浸出水処理施設で適正に処理し、安全なかたちで公共下水道に放流する。 また、大規模災害発生時には、災害廃棄物の仮置場及び最終処分場として利用する。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
(9) 総事業計画額 ※1	千円(全体: 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体: 千円) 検討中(第2次計画時に確定)		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

施設概要（浄化槽系）

【参考資料様式 7】

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	三島市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助要綱に基づき、公共下水道供用開始区域外で合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	2019年度 ～ 2024年度 (令和元年度 ～ 令和6年度)
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)ア(キ)に規定する地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 48,290千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (512人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	83基 (290人分)	28,756千円	29,166千円	28,756千円
6～7人槽	29基 (145人分)	12,906千円	13,314千円	12,906千円
8～10人槽	11基 (77人分)	6,628千円	6,900千円	6,628千円
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災 害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	123基 (512人分) ※基数の合計には、宅内配管費、撤去費、改築費を除く。	48,290千円	49,380千円	48,290千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	三島市		
(2) 事業目的	<u>(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備のため</u>		
(3) 事業名称	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る用地測量事業	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る基本設計策定のための地質調査事業	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)整備に係る基本計画(基本設計)策定事業
(4) 事業期間 ※1	令和 2年度 ~ 令和 2年度 (全体:令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 2年度 ~ 令和 2年度 (全体:令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 2年度 ~ 令和 3年度 (全体:令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)の整備にあたり、基本計画策定に必要な平面的測量業務を行う。	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)の整備にあたり、基本設計策定に必要な地質調査業務(水脈、活断層調査)を行う。	(仮称)一般廃棄物最終処分場(第4埋立地)の整備にあたり、基本計画(基本設計)策定業務を行う。
(6) 総事業計画額 ※1	23,485千円 (全体: 千円) うち、交付対象事業費 23,485千円 (全体: 千円)	13,365千円 (全体: 千円) うち、交付対象事業費 13,365千円 (全体: 千円)	24,090千円 (全体: 千円) うち、交付対象事業費 24,090千円 (全体: 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 静岡県

(1) 事業主体名	三島市		
(2) 事業目的	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）整備のため		
(3) 事業名称	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）整備に係る生活環境影響調査事業	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）整備に係る実施設計策定のための地質調査事業	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）整備に係る事業者選定等事業
(4) 事業期間 ※1	令和 2年度 ~ 令和 3年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 4年度 ~ 令和 4年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 5年度 ~ 令和 6年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）の整備にあたり、大気、水質、騒音、動植物等への生活環境影響調査業務を行う。	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）の整備にあたり、実施設計策定に必要な地質調査業務（ボーリング調査）を行う。	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）の整備にあたり、事業者選定等（発注仕様書等の作成、埋立地造成設計などの各種設計）を行う。
(6) 総事業計画額 ※1	10,945千円 (全体： 千円) うち、交付対象事業費 10,945千円 (全体： 千円)	55,300千円 (全体： 千円) うち、交付対象事業費 55,300千円 (全体： 千円)	62,000千円 (全体： 千円) うち、交付対象事業費 62,000千円 (全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 _____

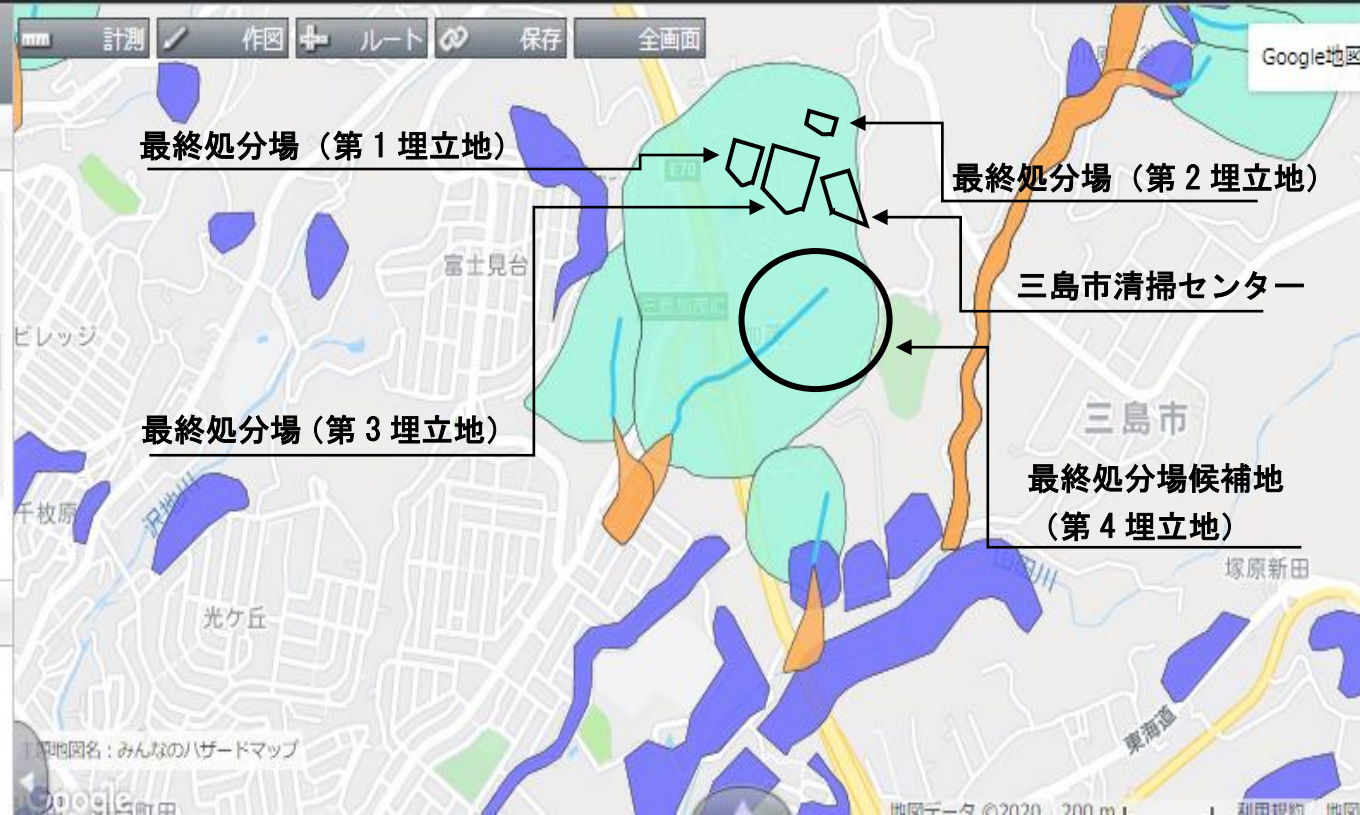
(1) 事業主体名	三島市		
(2) 事業目的	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）整備のため		
(3) 事業名称	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）整備に係る希少野生動植物調査事業		
(4) 事業期間 ※1	令和 5年度 ~ 令和 6年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)	令和 年度 ~ 令和 年度 (全体：令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要	〔仮称〕一般廃棄物最終処分場（第4埋立地）の整備にあたり、希少野生動植物の生息・生育状況の保全対策及びモニタリング調査に係る希少野生動植物調査業務を行う。		
(6) 総事業計画額 ※1	11,627千円 (全体： 千円) うち、交付対象事業費 11,627千円(全体： 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)	千円(全体： 千円) うち、交付対象事業費 千円(全体： 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

- 地すべり危険箇所(林野庁)
- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険区域
- 主流路

透過度

ここに検索結果が表示されます





ハザードマップ
みんなのハザードマップ

表示切替

- 地すべり危険箇所(林野庁)
- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険区域
- 主流路

土砂災害(特別)警戒区域
マップ

透過度

検索結果

ここに検索結果が表示されます





土砂災害情報マップ 切替
土砂災害(特別)警戒区域マップ

表示切替

- 警戒区域・土石流(令和2年3月31日時点)
- 特別警戒区域・土石流(令和2年3月31日時点)
- 警戒区域・急傾斜地の崩壊(令和2年3月31日時点)
- 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊(令和2年3月31日時点)

透過度

検索結果

ここに検索結果が表示されます





土砂災害情報マップ 切替

土砂災害危険箇所マップ

表示切替

- 地すべり危険箇所(国土省)
- 地すべり危険箇所(農林水産省)
- 地すべり危険箇所(林野庁)
- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険区域
- 主流路

透過度

検索結果

ここに検索結果が表示されます



衛生プラント(し尿処理場)



土砂災害情報マップ 切替
土砂災害危険箇所マップ

表示切替

- 地すべり危険箇所(国土院)
- 地すべり危険箇所(農林水産省)
- 地すべり危険箇所(林野庁)
- 土石流危険渓流
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険区域
- 主流路

透過度

検索結果

ここに検索結果が表示されます



衛生プラント(し尿処理場)

主題地図名: 土砂災害危険箇所マップ

Google

地図データ ©2020 200 m 利用規約 地図の



土砂災害情報マップ 切替
土砂災害(特別)警戒区域マップ

表示切替

- 警戒区域・土石流(令和2年3月31日時点)
- 特別警戒区域・土石流(令和2年3月31日時点)
- 警戒区域・急傾斜地の崩壊(令和2年3月31日時点)
- 特別警戒区域・急傾斜地の崩壊(令和2年3月31日時点)
- 警戒区域・地すべり(令和2年3月31日時点)

透過度

検索結果

ここに検索結果が表示されます



令和元年 9月発行 三島市 地域版 北部 大場川

洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域図【想定最大規模】

このマップは、狩野川水系大場川を対象に、静岡県沼津土木事務所が指定した想定し得る最大規模の降雨による流域別の洪水浸水想定区域を合わせ、大場川がはん濫した場合に想定される洪水の状況（最大洪水想定区域及び最大洪水深）を表示したものです。なお、雨の降り方などによっては、マップに示した洪水想定区域以外において洪水が発生する場合があります。また、想定される洪水深が実際と異なる場合がありますので、ご注意ください。

※このマップには、住民が避難経路を検討する際に活用できるように、真瀬川がはん濫した場合の洪水浸水想定区域及び洪水深も表示しています。

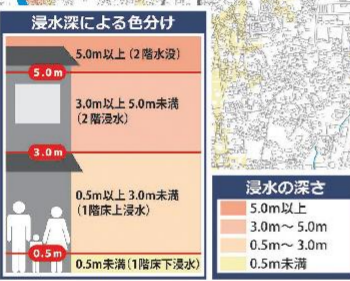
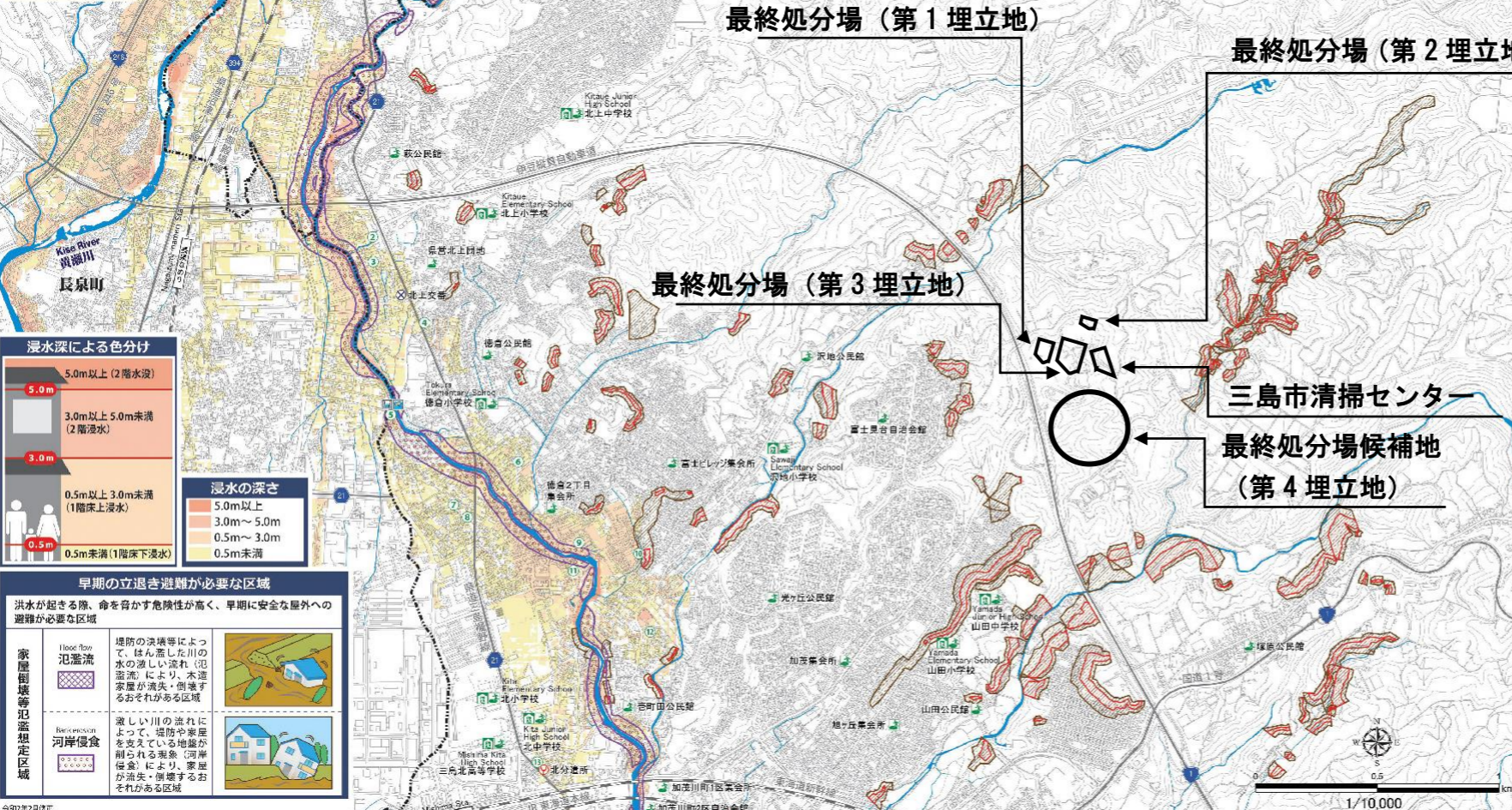
想定し得る最大規模の降雨（48時間総雨量）【指定年月日：平成31年3月29日（静岡県）】
大場川流域 844mm

- 凡例**
- 警察署・交番
 - 消防署・分遣所
 - 水位観測所
 - 河川監視カメラ
 - 指定避難所
 - 指定緊急避難場所
 - 指定緊急避難場所（避難困難な高齢者等）
 - 指定緊急避難場所（避難困難な障害者）
 - 指定緊急避難場所（避難困難な高齢者等）
 - 指定緊急避難場所（避難困難な障害者）
 - 指定緊急避難場所（避難困難な高齢者等）
 - 指定緊急避難場所（避難困難な障害者）

解説

避難した人が災害の危険性がなくなるまで滞在し、自宅へ戻れない場合は、一時滞在するための施設です。

指定緊急避難場所
災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。



早期の立退き避難が必要な区域

洪水が起きる際、命を脅かす危険性が高く、早期に安全な屋外への避難が必要な区域

家屋倒壊等危険想定区域

堤防の決壊等によって、はん濫した川の水の激しい流れ（氾濫流）により、水速が激しく、家屋が倒壊するおそれがある区域

河岸侵食

激しい川のの流れによって、堤防の基礎が崩壊するおそれがある区域（河岸侵食）により、家屋が倒壊するおそれがある区域

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号：令和元年度、第350号）

指定緊急避難場所一覧（学校施設）

名称	所在地	避難対象自治会・町内会名（洪水浸水想定区域内）
北小学校	文敷町1-4-8	文敷町1丁目・番町・新原町
山田小学校	川原ヶ谷812	-
加藤小学校	市山田183-2	-
徳島小学校	徳島1-4-5	徳島第1・徳島第2・徳島第4
新地小学校	新地127-1	-
北上小学校	徳島844-1	萩・徳島第6
佐野小学校	佐野238	佐野
北中学校	文敷町2-32-80	文敷町西・山田町1区・2区・寺町田1丁目・寺町田2丁目・黒宮町田やまがみ団地・かわせみタウン寺町田・マルシオンマルジュ寺町田
北上中学校	徳島767-2	-
山田中学校	川原ヶ谷842-4	-
三島北高等学校	文敷町1-3-18	文敷町2丁目・大宮町3丁目・文敷町東郷区

指定緊急避難場所一覧（学校施設以外）

名称	所在地	名称	所在地
加藤市民会館	加藤18-3-24	徳島公民館	徳島新田14-1
山田公民館	山田101-1	黒宮北上公民館	徳島1014-3
加藤集会所	九産8-2	徳島2丁目集会所	徳島2-17-17
加藤川町2区公民館	九産川町18-4	富士レジャーズ集会所	富士レジャーズ2-8
加藤川町1区集会所	九産川町3-5-31	徳島公民館	徳島650-1
元山中公民館	川原ヶ谷(元山中)1911-1	萩公民館	萩180-2
山田公民館	川原ヶ谷764-1	光ヶ丘公民館	光ヶ丘2-18-5
市民会館	文敷町191	三島市民会館	三島18-39-2
徳島公民館	徳島新田275	萩公民館	三ツ釜新田125
泉池公民館	泉池280-5	-	-

要配慮者利用施設一覧（洪水浸水想定区域内）

名称	所在地	名称	所在地
1 佐野小学校	佐野238	8 丹波商店	丹波町2-3-1
2 徳島整形外科	萩188	9 フォークランド三島	徳島2-13-11
3 みしまアパルトメント	萩198-1	10 とくろ山公園	徳島2-4-13
4 徳島県建設サービスセンター三島	徳島4-23-41	11 徳島県立マリンセンター	文敷町2-78-4
5 三島北高等学校	文敷町1-3-18	12 三島市民会館	三島18-39-2
6 フォークランド三島	徳島1-9-3	13 文敷町マリン	文敷町2-1-29
7 さくらヤブ	新原町2-3-5	-	-

最終処分場（第1埋立地）

最終処分場（第2埋立地）

最終処分場（第3埋立地）

三島市清掃センター

最終処分場候補地（第4埋立地）

土砂災害

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、建築物に被害が生じ住民の生命、または身体に著しい被害が生ずるおそれがあるおそれがある区域です。特定の崩壊行為の制限、建築物の構造規制が行われます。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、住民等の生命または身体に被害が生ずるおそれがあるおそれがある区域です。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

洪水浸水想定区域図【計画規模】

この洪水浸水想定区域図は、洪水防備に関する計画の基本となる年間超過率 1/50（毎年、1年間にその超過を超える洪水が発生する確率が 1/50（2%））の降雨に伴う洪水により大場川がはん濫した場合の洪水をシミュレーションにより予測したものです。

※このマップには、真瀬川がはん濫した場合の洪水浸水想定区域及び洪水深も表示しています。

計画の基本となる降雨【指定年月日：平成31年3月29日（静岡県）】
大場川流域 昭和49年7月洪水



三島市 地域版 南部 狩野川 大場川 来光川

洪水ハザードマップ

このマップは、狩野川水系狩野川、大場川、来光川を対象に、国土交通省沼津河川国道事務所及び静岡沼津土木事務所が指定した、想定し得る最大規模の降雨による流域別の洪水想定区域を重畳し、3つの河川が重なった場合に想定される洪水の状況（最大洪水想定区域及び最大洪水深）を表示したものです。なお、雨の降り方などによっては、マップに示した洪水想定区域以外において洪水が発生する場合があります。想定される洪水深が実際と異なる場合がありますので、ご注意ください。

想定し得る最大規模の降雨（48時間連続雨）
 【想定年月日：平成28年12月15日（日）、平成31年3月29日（静岡県）】
 狩野川流域 最高地点より上流 721mm、徳島地点より上流 746mm、大仁地点より上流 828mm
 大場川流域 844mm 来光川流域 847mm

凡例	解説
City office 市役所	指定避難所 Designated Evacuation Shelter
Police station 警察署・交番	指定緊急避難場所 Designated Emergency Evacuation Site
Fire station 消防署・分団所	指定緊急避難場所 Facility used by cluster vulnerable groups
Water level gauge 水位観測所	アンダーパス Underpass
River observation camera 河川監視カメラ	指定緊急避難場所 災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。
National road 国道	
Expressway 高速	

早期の立退き避難が必要な区域

洪水が起る際、命を脅かす危険性が高く、早期に安全な屋外への避難が必要な区域

洪水	早期の立退き避難が必要な区域
洪水	堤防の決壊等によって、はんばした川の水の勢い強い流れ（流速）により、木造家屋が流失・倒壊するおそれがある区域
河岸侵食	激しい川の流れによって、堤防や崖を支えている地盤が崩れる現象（河床侵食）により、崖壁が流失・倒壊するおそれがある区域

土砂災害

急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、建築物に損傷が生じ住民等の生命、または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。特定の規制行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

洪水の深さ

5.0m以上
3.0m～5.0m
0.5m～3.0m
0.5m未満

浸水深による色分け

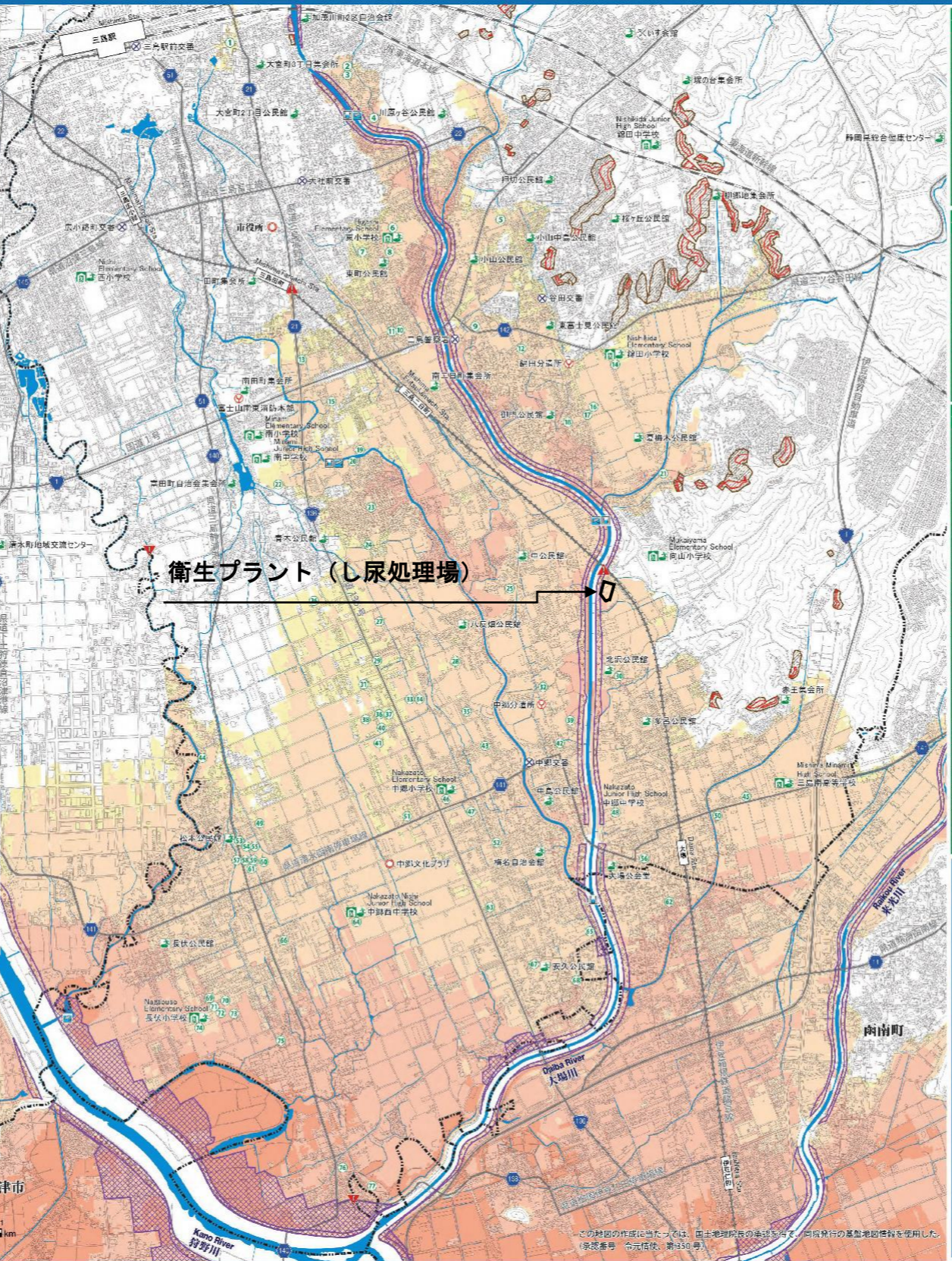
5.0m以上 (2階浸水)
3.0m以上 5.0m未満 (2階浸水)
0.5m以上 3.0m未満 (1階床上浸水)
0.5m未満 (1階床下浸水)

地域割り

北部 南部

沼津市

1/10,000



指定緊急避難場所一覧 (学校施設)

名称	所在地	町内会名 (洪水想定区域内)
東小中学校	東町10-1	東町1丁目・東町2丁目・東町3丁目・伊豆川
西小中学校	西町7-7	西町・西町2丁目・川原町・西町
南小中学校	南町8-1	南町南・南町中・南町西・南町東
谷田小中学校	谷田066	小山・高・小山・高・高・高・高・高・高・高
南山小中学校	谷田1940	東・高・高・高・高・高・高・高・高
中島小中学校	谷田403	高・高・高・高・高・高・高・高
長伏小中学校	長伏228-5	長伏
新田小中学校	谷田1300	新田
東小中学校	東町18-18	東町・東町・東町・東町・東町・東町
中島小中学校	谷田654-1	中島・中島・中島・中島・中島・中島
三島南高等学校	大場608	大場 (伊豆川流域)
清水町総合センター	清水町東町6-1	清水町東町
北中中学校	文敷町2-32-60	文敷町2丁目・文敷町3丁目・文敷町4丁目
三島北高等学校	文敷町1-3-18	文敷町1丁目・文敷町2丁目・文敷町3丁目

指定緊急避難場所一覧 (学校施設以外)

名称	所在地	名称	所在地
吉本公民館	吉本74-1	沼津公民館	谷田549-5
安久公民館	安久285-2	塚の公民館	谷田1637-16
稲妻公民館	稲妻295-1	神宮公民館	谷田1338-10
加光川公民館	加光川3-5-51	谷田公民館	谷田272
加光川公民館	加光川18-4	東町公民館	東町273-3
川原の公民館	川原の公民館4	中島公民館	中島4-6
大場公民館	大場20	中島公民館	中島110-2
東小公民館	東町33-13	東小公民館	東町12-5
大場公民館	大場2-1-10	長伏公民館	長伏610
大場公民館	大場3-5-31	うさぎ公民館	長伏24-1
三島公民館	北沢27-1	八反田公民館	八反田39-2
三島公民館	三島公民館1238-1	東町公民館	東町10-23
小山公民館	谷田107-2	松本公民館	松本295-6
小山公民館	谷田1240-1	東町公民館	東町5-7
神宮公民館	谷田2278	第一町公民館	第一町21-12
神宮公民館	谷田258	柳町公民館	柳町135
柳町公民館	谷田407-1		

緊急避難所利用施設一覧 (洪水想定区域内)

名称	所在地	名称	所在地
① 坂本内科	大場町3-18-5	③④ インターホームの里	梅名582-3
② アール・エス・ピー	加光川3-32	⑤ 三島ようちん保育園	梅名583-1
③ アール・エス・ピー	加光川3-33	⑥ 二徳病院	中島87
④ 加光川児童館	加光川町1-30	⑦ インターホーム梅名	梅名90-3
⑤ 三島市民センター	谷田104-80-2	⑧ 三島児童館	松本180-1
⑥ 東小中学校	東町10-1	⑨ アール・エス・ピー	大場392-2
⑦ たけがね三島東町公民館	東町1-21	⑩ 東小中学校	梅名453
⑧ 東小中学校	東町10-12	⑪ めいめい内科診療科クリニック	梅名388-7
⑨ 谷田北中学校	谷田190-1	⑫ 東小中学校	大場230-1
⑩ 東小中学校	東町2-4-30	⑬ アール・エス・ピー	松本39-3
⑪ KONOMI	東町2-4-32 1B	⑭ 東小中学校	大場402-2
⑫ アール・エス・ピー	谷田104-10	⑮ 東小中学校	梅名142-3
⑬ 東小中学校	東町2-1-85	⑯ 272 保育園	梅名325-1
⑭ 東小中学校	谷田096	⑰ いづみクリニック	松本294-3
⑮ アール・エス・ピー	西二丁目660-1	⑱ アール・エス・ピー	松本293-16
⑯ 東小中学校	谷田524-1	⑲ 特別養護老人ホーム	松本292-1
⑰ 東小中学校	谷田523-7	⑳ 東小中学校	大場62-2
⑱ 東小中学校	谷田307-2	㉑ アール・エス・ピー	松本284-8
㉒ 特別養護老人ホーム	東町5-41	㉓ インターホームHOLTE	松本288-19
㉔ 東小中学校	東町323	㉔ アール・エス・ピー	松本288-19
㉕ 東小中学校	谷田690-7	㉕ アール・エス・ピー	松本291-1
㉖ 東小中学校	吉本285	㉖ アール・エス・ピー	松本292-12
㉗ 東小中学校	長伏11-10	㉗ 東小中学校	東町195-42 1
㉘ 東小中学校	東町211-12	㉘ アール・エス・ピー	梅名284-3
㉙ アール・エス・ピー	中島119-4	㉙ 東小中学校	梅名284-3
㉚ 東小中学校	新谷30-4	㉚ アール・エス・ピー	安久680-10
㉛ のびのび保育園	吉本184	㉛ 東小中学校	松本290-1
㉜ 三島市児童支援センター	梅名23	㉜ 東小中学校	安久308-6
㉝ インターホームHOLTE	八反田102-7	㉝ Grand Person やすひき	安久338-8
㉞ のびのび保育園	北沢9	㉞ 東小中学校	長伏191-7
㉟ 三島市民センター	八反田100-7	㉟ 東小中学校	長伏224-7
㊱ ティー・エス・ピー	中島94-1	㊱ 東小中学校	長伏228-1
㊲ 東小中学校	梅名594-1	㊲ 東小中学校	長伏226-1
㊳ 東小中学校	梅名594-1	㊳ 東小中学校	長伏224-5
㊴ 東小中学校	梅名47-1	㊴ 東小中学校	長伏226-5
㊵ アール・エス・ピー	梅名589-2	㊵ 東小中学校	長伏226-5
㊶ アール・エス・ピー	梅名589-2	㊶ 東小中学校	長伏226-5
㊷ 東小中学校	梅名670	㊷ 東小中学校	長伏226-5
㊸ 東小中学校	中島12-3	㊸ 東小中学校	長伏226-5

洪水洪水想定区域【計画規模】

この洪水洪水想定区域は、洪水防止に関する計画の基となる年超過確率（狩野川の場合、1/1000/年、大場川の場合、1/500/年）にその規模を越える洪水が発生する確率が1/1000（1%）、大場川・来光川の場合、1/500（0.2%）、年にその規模を越える洪水が発生する確率が1/500（0.2%）の降雨に伴う洪水によりはんばした場合の洪水をシミュレーションにより予測したものです。

計画の基となる降雨【想定年月日：平成28年12月15日（日）、平成31年3月29日（静岡県）】
 狩野川流域 昭和33年9月洪水（狩野川台風）、昭和57年8月洪水、平成10年9月洪水
 大場川流域 昭和49年7月洪水 来光川流域 平成10年8月洪水



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。（承認番号 令元信保 第350号）



強くしなやかで
持続可能なまち
みしま

三島市国土強靱化地域計画

令和3年3月

三島市

再掲	避難路等の整備	自転車通行空間の整備率（整備優先路線の整備延長／整備路線12.66km） 整備優先路線 ・（市）広小路加屋町線 ・（市）西本町西若線 ・（都）小山三軒家線 ・（都）南町文教線 ・（都）三島駅北口線 ・（都）谷田幸原線 ・（都）下十狩文教線	26.0%	53.0%	～R12年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	舗装長寿命化路線における修繕率（路線割合）	21.5%	100%	～R12年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	橋梁の補修工事の実施数	22橋	51橋	～R7年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における橋梁点検の実施率	12.4%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における横断歩道橋点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等におけるトンネル点検の実施率	100.0%	100%	～R5年度（継続実施）	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における大型カルバート点検の実施率	0.0%	100%	～R5年度	土木課
再掲	道路施設の長寿命化	市道路線等における張出歩道点検の実施率	14.3%	100%	～R5年度	土木課

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	地域の防災・減災のための自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	公共施設・民間施設において、災害時にも活用できる再エネ設備等の整備を推進する。	—	—	～R13年度	環境政策課

6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
再掲	配水池など施設の耐震化事業	耐震化を実施する配水池など施設の施工箇所数（18箇所）	44.4% （8箇所）	50%	～R4年度	水道課 AP10
再掲	配水池の緊急遮断装置の整備	耐震化を実施した配水池への緊急遮断装置の設置数（8箇所）	100% （8箇所）	100%	～R4年度	水道課 AP11
再掲	災害時拠点給水施設における防災倉庫の整備	防災倉庫の建設（1棟）	—	100%	～R4年度	水道課 AP21
再掲	災害時拠点給水施設における非常用電源の整備	非常用電源の整備（1箇所）	—	100%	～R4年度	水道課 AP22
再掲	給水車の導入	給水車の購入（1台）	—	100%	～R4年度	水道課 AP82

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
1	下水道BCPの策定	策定率	100%	100%	継続実施	下水道課
2	合併処理浄化槽設置の促進	下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽の設置等	—	100%	継続実施	生活排水対策室

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

No.	取組内容	具体的指標	R1年度末実績	目標値	目標達成時期または事業期	担当課 AP位置付け
再掲	JR東海道本線跨線橋の耐震化	天神原跨線橋の橋梁更新	5.0%	100%	～R7年度	土木課 AP9